

米子市監査委員告示第3号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月13日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田昭
米子市監査委員 中田利幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

こども相談課

3 監査対象の概要

こども相談課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 総合的な子育て相談に関すること（健康対策課及び子育て支援課並びに教育委員会事務局学校教育課と共管）。
- (2) 子育て支援センターの運営に関すること。
- (3) 発達に課題のある児童に係る相談及び援助に関すること。
- (4) 児童発達支援センターに関すること。
- (5) 児童家庭相談に関すること。
- (6) 助産施設における助産の実施に関すること。
- (7) 母子生活支援施設における保護の実施に関すること。
- (8) 婦人保護事業に関すること。

また、令和2年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和2年12月末日現在）は、別表のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和2年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和3年2月19日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、現金出納簿が作成されていなかったため、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 旅行に関する事務については、市内旅行命令簿において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 負担金、県支出金及び諸収入においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 国庫支出金においては、調定日及び調定金額を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

と。

(ウ) 財産収入においては、適正に処理されていた。

エ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 委託料に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ク 使用料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

サ 扶助費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

シ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつたので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、精算済みである。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備事務については、こども相談課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、公有財産貸付台帳を備えていなかったもので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

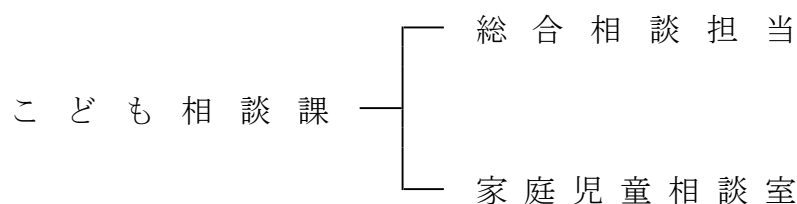
イ 普通財産の貸付けに関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図



別 表

令和2年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和2年12月末日現在）

歳 入 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
民 生 費 負 担 金	1,808,000	887,764	769,620	118,144	42.6	86.7
民 生 使 用 料	130,000	91,460	81,260	10,200	62.5	88.8
民 生 費 国 庫 負 担 金	33,963,000	15,033,000	15,033,000	0	44.3	100.0
民 生 費 国 庫 補 助 金	1,928,000	0	0	0	0.0	—
教 育 費 国 庫 補 助 金	3,320,000	2,009,000	0	2,009,000	0.0	0.0
民 生 費 県 負 担 金	89,488,000	55,572,540	43,333,730	12,238,810	48.4	78.0
民 生 費 県 補 助 金	4,231,000	0	0	0	0.0	—
教 育 費 県 補 助 金	1,032,000	922,000	922,000	0	89.3	100.0
民 生 費 委 託 金	1,207,000	0	0	0	0.0	—
財 産 貸 付 収 入	0	792	792	0	—	100.0
基 金 繰 入 金	9,645,000	0	0	0	0.0	—
雑 入	6,512,000	4,534,500	3,869,690	664,810	59.4	85.3
合 計	153,264,000	79,051,056	64,010,092	15,040,964	41.8	81.0

歳 出 (単位：円・パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
諸 費	480,000	0	0	480,000	0.0	—
婦 人 保 護 事 業 費	5,550,000	3,529,386	3,381,338	2,168,662	60.9	95.8
児 童 福 祉 総 務 費	9,325,000	3,782,252	3,765,752	5,559,248	40.4	99.6
母 子 福 祉 費	64,647,000	43,496,593	43,496,593	21,150,407	67.3	100.0
子 ども ・ 子 育 て 支 援 費	43,891,000	35,897,616	31,421,041	12,469,959	71.6	87.5
児 童 福 祉 施 設 費	38,903,000	25,516,136	23,956,878	14,946,122	61.6	93.9
家 庭 児 童 相 談 室 運 営 費	15,147,000	11,427,047	11,144,491	4,002,509	73.6	97.5
保 健 衛 生 総 務 費	21,064,000	7,728,835	7,440,867	13,623,133	35.3	96.3
社 会 教 育 総 務 費	1,549,000	160,189	160,189	1,388,811	10.3	100.0
合 計	200,556,000	131,538,054	124,767,149	75,788,851	62.2	94.9